

## 中小企業・地域知財支援研究会について

平成26年5月16日  
中小企業知財戦略支援総合調整官  
普及支援課

### 1. 趣旨

中小企業は、地域雇用を支える存在であり、また、産業競争力の源泉であるにもかかわらず、知財の視点からみると中小企業の「裾野」の広がりには依然として限定的である。

これまで、特許庁は、「相談」については、知財総合支援窓口を全国に設置し、また、「資金的支援」については、研究開発型中小企業の減免制度及び外国出願支援補助金を導入する等、経済環境の変化や中小企業のニーズの多様性に対応して、知財の専門家や中小企業支援機関と協力しつつ、施策を展開している。

先に開催された産業構造審議会知的財産分科会は、企業活動の変化、知的財産制度を巡る環境変化を考慮し、更なる中小企業・地域への支援強化の方向性を示した。

これを踏まえ、中小企業・地域支援策の現状についての検証と課題の抽出を行い、中小企業・地域への支援強化を図っていくため、今後特許庁として講じていくべき施策や果たすべき役割について、検討を行うことを目的とする。

### 2. スケジュール（予定）

- 第1回（5月16日） 中小企業の知財活動の現状と支援策の課題
- 第2回（5月30日） 知財総合支援窓口などインフラ（人材育成・組織等）整備のあり方等
- 第3回（6月 9日） 「知財と金融」「海外展開支援」等中小企業の知財活動の裾野拡大施策 等
- 第4回（検討状況を踏まえ今後調整） 今後の支援策のあり方の検討

## <参考>中小企業・地域知財支援策に関する最近の主な決定事項

### I. 特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

#### ○ 参議院経済産業委員会（平成 26 年 4 月 1 日）

六 特許等出願以前の段階における相談等を弁理士の業務として拡充することに伴い、弁理士が知的財産に関する幅広い相談を受けるに際して、利用者の利便性増進の観点から、相談の内容に応じて弁護士、中小企業診断士等他の専門家との適切な連携が可能となるような体制の整備を図ること。

七 知的財産政策の効果が中小企業に対しても十分にもたらされるよう、知財総合支援窓口等の相談体制の充実や事業を海外に展開する中小企業の国際出願・模倣品被害対策のための支援内容・体制の拡充等に努めるとともに、これらの支援策の利用を更に促進するため周知徹底を図ること。

#### ○ 衆議院経済産業委員会（平成 26 年 4 月 23 日）

三 色彩や音といった新しいタイプの商標の保護対象への追加に当たっては、権利範囲の特定方法や登録要件について早急に具体的な基準を策定するとともに、今回の改正で保護対象とならなかった対象についても、今後のニーズの高まり等を踏まえて保護対象への追加に向けた検討を進める等、グローバル化へ対応するための企業の多様なブランド戦略を支援していくこと。また、地域団体商標の登録主体の拡充に当たっては、各地域の期待の高まりや同制度の地域活性化に果たす役割に鑑み、地域ブランドの積極的な運用のための体制の強化を図ること。

四 出願前の発明に関する弁理士の相談業務の明確化に当たっては、利用者の利便性向上の観点から、相談内容に応じて弁護士や中小企業診断士等他の専門家との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。

六 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。

### II. 日本経済再生本部関連

#### ○ 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」

（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定：日本経済再生本部）

日本経済の再生に向け、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略という3つの政策を、「3本の矢」として同時展開していくもの。

「日本再興戦略」においては、成長実現に向けた具体的な取組みとして、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の3つのアクションプランが掲げられている。

#### 日本産業再興プラン（抜粋）

1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝）

⑤グローバルトップ企業を目指した海外展開促進

○海外M&A・海外展開の促進

・中小企業の国際的な知的財産戦略の支援（特許出願に係る費用減免など）

## ○産業競争力強化に関する実行計画

(平成 26 年 1 月 24 日閣議決定：日本経済再生本部)

産業競争力強化法に基づき、成長戦略関連の重点施策の実行を加速化・深化するため策定されたもの。当面 3 年間に実施される、規制・制度改革を中心とする施策について、実施期限や担当大臣を明示されている。

### 施策の内容及び実施期限（抜粋）

産業競争力強化法で措置された規制の適用の有無をあらかじめ確認するための仕組み（グレーゾーン解消制度）や企業実証特例制度といった規制改革推進のための新たな制度の創設、先端設備投資や、民間企業等によるベンチャー投資、収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進する制度の創設、地域中小企業の創業・事業再生に対する支援強化、国立大学法人等によるベンチャーファンド等への出資、**中小ベンチャー企業・小規模事業者等に対する国内出願・国際出願に係る特許料の減免等**について、全国各地で説明会を実施するなど、制度の普及、広報を実施し、中小企業を含め、多くの事業者等に活用されることを通じて、企業の前向きな投資を促していく。

## Ⅲ. 知的財産推進本部関連

### ○知的財産政策に関する基本方針（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）

今後 10 年程度を見据えた知的財産政策展開の軸となる 4 本の柱として展開していくものをまとめたもの。中小企業・地域知財支援は 4 本柱の一つとして位置づけられている。

※これらにおいて定める 4 つの柱は以下のとおり。

- (1) 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- (2) 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援**
- (3) デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- (4) コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

### ○知的財産政策ビジョン（平成 25 年 6 月 7 日 知的財産戦略本部決定）

今後 10 年程度を見据えた知的財産政策展開の軸となる 4 本の柱とこれらに沿った長期政策課題を盛り込んだもの。

#### 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援（抜粋）

- ・中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報・研修館（I N P I T）、ジェトロをはじめとする関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援するグローバル展開支援体制をさらに強化する。
- ・中小・ベンチャー企業、小規模企業及び大学等が利用しやすく、更にイノベーションの促進に資する効果的な減免制度とすべく見直す。
- ・知財総合支援窓口を強化するとともに、企業訪問も含めた新規相談者の開拓を強化する。
- ・知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。

- ・知財総合支援窓口と関係機関及び専門家との連携を深め、様々な知見を備えた企業OBを有効活用することで、中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に対してワンストップで対応できる相談体制を構築する。
- ・地域における中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的なニーズなどを踏まえ、地域の企業及び大学が審査官などから権利取得、審査手続又は権利活用に関する相談などのサービスを受けやすい体制を構築すべく必要な措置を講じる。
- ・各地域の経済産業局を中核として、地域金融機関も含めた関係機関、地方自治体、専門家とのネットワークを強化し、各地域の状況に合わせた知財支援の取組を推進する。
- ・地域中小・ベンチャー企業に対して事業戦略の視点でコンサルティングを行える知財人財を育成する。さらに、地域における知財人財と他の専門家及び中小・ベンチャー企業支援機関との連携強化を促進し、地域中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に対してチームで支援を行う強力な支援体制を構築する。

#### ○知的財産推進計画（平成 25 年 6 月 14 日：知的財産戦略本部）

「知的財産政策ビジョン」に示された長期（10年）政策課題に沿って、短期（1～2年）・中期（3～4年）の具体的施策を定め、工程表を作成し、各施策の内容・実施府省・達成時期を明確にしている。また、毎年、実施状況を知的財産戦略本部においてフォローアップしていくことにより、各施策の着実な実行を図っていくもの。

### IV. 産業構造審議会知的財産分科会関連

#### ○産業構造審議会知的財産分科会におけるとりまとめ

（平成 26 年 2 月 24 日：知的財産分科会）

今後の知的財産政策の主な方向性が3つ示されており、中小企業・地域への支援強化がその中の1つとして示された。今後、特許庁において、審査のあり方、審査官育成、業務の効率化等をはじめ、個別具体的な課題への取組みについて、中長期的な視点も含めた具体的な実施計画を速やかに策定することが示されているもの

#### 第2章 今後の取組みのあり方（抜粋）※これらの主な方向性の3つは以下のとおり。

(1) 我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援の強化

##### (2) 中小企業・地域への支援強化

- ・創造・保護・活用への支援強化（「知財総合支援窓口」の機能強化、先行技術調査支援、弁理士・弁護士の更なる活用）
- ・料金制度の見直し
- ・地域ブランドの活用促進（地域団体商標の登録主体の追加）

(3) イノベーション促進に資する環境整備

#### 第3章 具体的な課題と取組み抜粋)

<直ちに具体的な措置を講ずるもの>

- 中小企業が知的財産を創造・保護・活用する際の支援

・ 専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化

中小企業や個人事業者などに対し、出願から取得した権利の活用まで、専門的な個別相談に迅速に対応できるよう、全国47都道府県全てにわたる56か所の「知財総合支援窓口」で弁理士・弁護士と相談できる体制を構築する。併せて、営業秘密の管理に関する相談を受け付ける体制の構築も検討する。

また、窓口で待っているだけでなく、技術力のある中小企業等に対して、積極的に訪問し相談を行う知財アドバイザー（企業OB等）の派遣も開始する。

・ グローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策

中小企業を対象とする外国出願の支援措置について、全ての都道府県で助成を受けられるように支援を拡大する。

同時に、模倣品等により海外現地で権利侵害を受けている中小企業に対する支援を拡充する。具体的には、補助金として、従来からの現地調査機関を活用した侵害調査支援を引き続き実施することに加え、2014年度より、警告書の作成・送付や、外国の行政機関による取締り（侵害行為の差止め等）の申請手続といった権利行使に関する支援を新たに補助対象に追加し、海外現地での侵害対策支援を拡充する。

● 知的財産を取得する際の料金制度の検討

中小企業等が権利を取得しやすくするため、また、企業のイノベーションを促進するため、産業競争力強化法における新たな減免制度の周知を早急に行うとともに、意匠・商標を含めた料金制度の一般的なあり方について、中長期的な特許収支の見通し等に基づいて検討を開始する。検討に際しては、料金制度の変更に伴う出願行動への影響等にも留意する。

< 法制的・実務的な整理を早急に進めるもの >

● 営業秘密の保護強化や相談体制の充実

【一段落目省略】

加えて、「弁護士知財ネット」等既存の取組とも連携を行い、「知財総合支援窓口」において、中小企業に対し、知的財産権の取得だけでなく、営業秘密の管理に関する相談を受け付ける体制の構築も検討する。

● 既に公開されている技術文献等の調査に関する支援

大企業に比べ、費用の負担が重くなる中小企業の出願に対する先行技術文献等の調査支援について、ユーザーの使いやすさを追求した知的財産権情報提供サービスに加え、例えば、特定登録調査機関等を活用した技術調査も含め、支援施策を幅広く検討し、結論を得る。